

J トラストカード会員規約(2020年2月以前に入会した方)\_(新旧対比表)

現 行	変 更 後 (2021.04.26～)
<p>J トラストカード会員規約</p> <p>一般条項</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条(付帯サービス)</p> <p>1. 会員は、<u>カードに付帯したサービス・特典(以下「付帯サービス」といいます。)をご利用ことができ、会員がご利用できる付帯サービス、及びその内容については、当社から会員に対し別途通知するものとします。尚、会員は付帯サービスのご利用等に関する規約等がある場合は、それに従うものとします。</u></p> <p>新設</p> <p>2. 会員は、付帯サービスに付いて次のことを予め承諾するものとします。</p> <p>(1) 付帯サービスについて、会員への予告、又は通知なしに変更若しくは中止される場合があること。</p> <p>(2) 会員が第20条4項各号の何れかに該当した場合、付帯サービスのご利用が制限されること。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>第11条 (ご利用代金明細書(請求書)・残高承認)</p> <p>当社は、会員に対しカードご利用によるカードショッピングのご利用代金及び手数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。)を請求するときは、予めカードご利用代金明細書(請求書)を会員の届出住所宛に送付します。尚、会員がカードご利用代金明細書を受け取った後、1週間以内に異議の申立てをしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとします。</p>	<p>J トラストカード会員規約</p> <p>一般条項</p> <p>第1条～第6条 同左</p> <p>第7条(付帯サービス)</p> <p>1. 会員は、<u>当社又は当社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」といいます。)が提供するサービス、特典(以下「付帯サービス」といいます。)を当社又はサービス提供会社所定の方法により利用できるものとします。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用方法等については、当社が書面等の方法により通知又は公表するものとします。</u></p> <p>2. <u>会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスが利用できないことがあることについてあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>3. <u>会員は、当社又はサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社又はサービス提供会社が付帯サービスとその内容について会員への予告又は通知なしに変更し若しくは中止することをあらかじめ承諾するものとします。</u></p> <p>第8条～第10条 同左</p> <p>第11条 (ご利用代金明細書(請求書)・残高承認)</p> <p>1. 当社は、会員に対しカード利用によるカードショッピングのご利用代金及び手数料(以下「カードショッピングの支払金」といいます。)を請求するときは、予めカードご利用代金明細書(請求書)を会員の届出住所宛に送付します。<u>尚、当社所定の手続がとられた場合には、当社は、当該請求書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該請求書の記載事項を提供することができるものとします。但し、法令等により電磁的な方法によることが認められない</u></p>

J トラストカード会員規約(2020年2月以前に入会した方)\_ (新旧対比表)

<p>新設</p> <p>第12条～第16条 (略)</p> <p>第17条 (費用等の負担)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 会員は、支払を遅延したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合は再振替手数料として1回につき <u>200円 (税別)</u>、振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき <u>200円 (税別)</u> を別に支払うものとします。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5. 会員は、会員が当社及び当社と提携する金融機関等の現金自動貸出機等(CD・ATM)でカードキャッシングをご利用した場合、当社所定のATM手数料を負担するものとします。(ATM手数料は、ご利用1回あたりの利用金額・ご返済金額が1万円以下の場合は <u>100円 (税別)</u>、利用金額・ご返済金額が1万円を超える場合は <u>200円 (税別)</u> とします。)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 年会費、カード再発行手数料等、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税を含みます。)が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、又は当該増加額を負担するものとします。</p> <p>第18条 (略)</p> <p>第19条 (会員の再審査)</p> <p>当社は、会員の適格性、カードご利用可能枠について入会后、定期・不定期の再審査を行います。この場合、会員は、再審査の資料として供するために、法令等で定められた年収証明書等当社の求める資料の提出又は運転免許証、パスポート</p>	<p><u>場合はこの限りではありません。</u></p> <p><u>2. 会員が前項のカードご利用代金明細書を受け取った後 (電子メールの送信その他の電磁的な方法により前項の請求書の記載事項を当社が提供した場合には会員がこれを受信した後)、1週間以内に異議の申立てをしなかったときは、残高その他当該カードご利用代金明細書記載の内容を承認したものとします。</u></p> <p>第12条～第16条 同左</p> <p>第17条 (費用等の負担)</p> <p>1. 同左</p> <p>2. 会員は、支払を遅延したことにより、当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合は再振替手数料として1回につき <u>220円 (税込み)</u>、振込用紙を送付した場合は、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき <u>220円 (税込み)</u> を別に支払うものとします。</p> <p>3～4 同左</p> <p>5. 会員は、会員が当社及び当社と提携する金融機関等の現金自動貸出機等(CD・ATM)でカードキャッシングをご利用した場合、当社所定のATM手数料を負担するものとします。(ATM手数料は、ご利用1回あたりの利用金額・ご返済金額が1万円以下の場合は <u>110円 (税込み)</u>、利用金額・ご返済金額が1万円を超える場合は <u>220円 (税込み)</u> とします。)</p> <p>6 同左</p> <p>7 年会費、カード再発行手数料等、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含みます。)が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、又は当該増加額を負担するものとします。</p> <p>第18条 同左</p> <p>第19条 (会員の再審査)</p> <p>当社は、会員の適格性、カードご利用可能枠について入会后、定期・不定期の再審査を行います。この場合、会員は、再審査の資料として供するために、法令等で定められた年収証明書等当社の求める資料の提出又は運転免許証、パスポート</p>
---	---

J トラストカード会員規約(2020年2月以前に入会した方)\_ (新旧対比表)

<p>ト、<u>健康保険証等</u> (以下「<u>運転免許証等</u>」といいます) の記号番号の提供に応じるものとします。</p> <p>第 20 条～第 25 条 (略)</p> <p>第 26 条 (<u>収入証明書の提出</u>)</p> <p>会員は、当社から源泉徴収票などの収入、又は収益その他資力を明らかにする書面 (以下「<u>収入証明書</u>」といいます。) の提供を求められることに関して、予め以下の事項について承諾するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会員は、<u>収入証明書</u>の提出を求められたときは、これに協力すること。</li><li>2. 提出された<u>収入証明書</u>の内容を当社が確認すること及び返済能力の調査に使用すること。</li><li>3. 提出された<u>収入証明書</u>は会員に返却できないこと。</li><li>4. <u>収入証明書</u>の提出にご協力いただけないとき、あるいは<u>収入証明書</u>の提出にご協力いただいても当該書面の内容及び返済能力の調査結果によってはカードご利用停止又はご利用可能枠の変更を行う場合があること。</li></ol> <p>第 27 条～第 45 条 (略)</p> <p>キャッシング条項</p> <p>第 46 条～第 47 条 (略)</p> <p>第 48 条 (キャッシングお取引明細書)</p> <p>会員は、<u>本規約に基づきカードキャッシングをご利用した場合、当社が、貸金業法 17 条 1 項、及び、同法 18 条 1 項に基づき貸付・ご返済の都度会員に交付する書面に代えて、同法 17 条 6 項、及び、同法 18 条 3 項に基づき、「マンスリーステートメント」(毎月 16 日から当月 15 日における貸付・ご返済その他の取引状況を記載した書面) を交付することに予め同意することとします。</u></p>	<p>ト等 (以下「<u>運転免許証等</u>」といいます) の記号番号の提供に応じるものとします。</p> <p>第 20 条～第 25 条 同左</p> <p>第 26 条 (<u>年収証明書の提出</u>)</p> <p>会員は、当社から源泉徴収票などの収入、又は収益その他資力を明らかにする書面 (以下「<u>年収証明書</u>」といいます。) の提供を求められることに関して、予め以下の事項について承諾するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会員は、<u>年収証明書</u>の提出を求められたときは、これに協力すること。</li><li>2. 提出された<u>年収証明書</u>の内容を当社が確認すること及び返済能力の調査に使用すること。</li><li>3. 提出された<u>年収証明書</u>は会員に返却できないこと。</li><li>4. <u>年収証明書</u>の提出にご協力いただけないとき、あるいは<u>年収証明書</u>の提出にご協力いただいても当該書面の内容及び返済能力の調査結果によってはカードご利用停止又はご利用可能枠の変更を行う場合があること。</li></ol> <p>第 27 条～第 45 条 同左</p> <p>キャッシング条項</p> <p>第 46 条～第 47 条 同左</p> <p>第 48 条 (キャッシングお取引明細書)</p> <p><u>1. 当社は</u>会員が本規約にもとづきカードキャッシングを利用した場合、貸金業法第 17 条第 1 項にもとづき、<u>ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面 (以下「<u>ご融資明細書 (貸金業法第 17 条書面)</u>」といいます。) を本人会員に交付します。当社所定の手続がとられた場合には、当社は、当該請求書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該請求書の記載事項を提供することができるものとします。但し、法令等により電磁的な方法によることが認められない場合はこの限りではありません。</u></p>
---	---

J トラストカード会員規約(2020年2月以前に入会した方)\_ (新旧対比表)

<p>新設</p> <p>第 49 条～第 50 条 (略)</p> <p>その他条項 (カードショッピング・キャッシング共通)</p> <p>第 51 条</p> <p>会員が、外国政府高官、外国政府高官の家族又は外国政府高官が実質的に支配する法人 (あわせて「<u>外国 PEP s 等</u>」といいます。) に該当する場合は、当社所定の方法により当社へ届出るものとします。外国人 PEP s 等に該当する場合、法令に対応するため、一部ご利用に制限がかかることがあります。</p> <p>個人情報の取扱 (収集・保有・利用・提供) に関する同意条項</p> <p>第 1 条～第 10 条 (略)</p> <p>《相談窓口》</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>J トラストカード株式会社 〒880-0006 宮崎市千草町 4 番 1 7 号 お客様相談窓口 TEL 0570-002123 ホームページアドレス : <a href="https://www.jtrustcard.co.jp/">https://www.jtrustcard.co.jp/</a> [個別信用購入あっせん・登録番号] 九州 (個) 第 1 4 号- 3 [包括信用購入あっせん・登録番号] 九州 (包) 第 3 0 号 [貸金業登録番号] 九州財務局長 (12) 第 00132 号</p> <p>会員規約をよくお読みのうえ大切に保管ください。</p>	<p>2. 本人会員が承認した場合、当社は、「ご融資明細書 (貸金業法第 17 条書面)」および「受取証書 (貸金業法第 18 条書面)」を貸金業法第 17 条第 6 項、同法第 18 条第 3 項にもとづき、<u>一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細に代えることができるものとします。</u></p> <p>(注) <u>(2) の条項については、当社所定の方法にて本人会員宛に通知、又は、当社が相当と認める方法にて公表をしたときから適用させていただきます。</u></p> <p>第 49 条～第 50 条 同左</p> <p>その他条項 (カードショッピング・キャッシング共通)</p> <p>第 51 条</p> <p>会員が、外国政府高官、外国政府高官の家族又は外国政府高官が実質的に支配する法人 (あわせて「<u>外国人 PEP s 等</u>」といいます。) に該当する場合は、当社所定の方法により当社へ届出るものとします。外国人 PEP s 等に該当する場合、法令に対応するため、一部ご利用に制限がかかることがあります。</p> <p>個人情報の取扱 (収集・保有・利用・提供) に関する同意条項</p> <p>第 1 条～第 10 条 同左</p> <p>《相談窓口》</p> <p>1 同左</p> <p>2 同左</p> <p>J トラストカード株式会社 〒880-0006 宮崎市千草町 4 番 1 7 号 お客様相談窓口 TEL 0570-002123 ホームページアドレス : <a href="https://www.jtrustcard.co.jp/">https://www.jtrustcard.co.jp/</a> [個別信用購入あっせん・登録番号] 九州 (個) 第 1 4 号- 3 [包括信用購入あっせん・登録番号] 九州 (包) 第 3 0 号 [貸金業登録番号] 九州財務局長 <u>(13)</u> 第 00132 号</p> <p>会員規約をよくお読みのうえ大切に保管ください。</p>
--	---

J トラストカード会員規約(2020年2月以前に入会した方)\_ (新旧対比表)

<p>J トラストカード株式会社が契約する指定紛争解決機関の名称                  日本貸金業協会                  03-5739-3861</p> <p>ご返済等のお悩みは</p> <p>日本貸金業協会 貸金業相談・紛争センター                  〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15                  TEL0570-051-051</p>	<p>J トラストカード株式会社が契約する指定紛争解決機関の名称                  日本貸金業協会                  03-5739-3861</p> <p>ご返済等のお悩みは</p> <p>日本貸金業協会 貸金業相談・紛争センター                  〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15                  TEL0570-051-051</p>
--	--